

大阪港におけるコンテナ物流滞留対策事業 (CONPAS 導入) 補助金 Q&A

【共通】

- 質問 1 : CONPAS とは何か
- 質問 2 : CONPAS は大阪港でいつ試験運用が開始され、本格導入される予定か
- 質問 3 : 当補助金は来年度以降も実施されるのか
- 質問 4 : CONPAS の利用申請は必要か
- 質問 5 : CONPAS の利用料は発生するのか

【海運貨物取扱事業者】

- 質問 6 : 神戸港も大阪港夢洲地区も利用している。神戸港で実施している「神戸港におけるコンテナ物流滞留対策事業 (CONPAS 導入) 補助金」にも応募することは可能か
- 質問 7 : 神戸港も大阪港夢洲地区も利用している場合、どちらかの補助を受けて CONPAS と自社システムを接続すれば、両港で CONPAS を利用できるか。
- 質問 8 : 大阪の事業所と神戸の事業所があり、どちらも大阪港夢洲地区及び神戸港を利用している。各事業所で異なるシステムを利用しており、改修内容も異なる。2 事業所とも応募の対象となるか
- 質問 9 : 応募時の添付書類のうち「収支予算書」とは何か
- 質問 10 : 応募時の添付書類のうち「補助対象者であることを証明する書類」とは何か

【共通】

質問 1 : CONPAS とは何か。

回答 1 : CONPAS (Container Fast Pass) は、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ輸送の効率化及び生産性の向上を目的に、国土交通省が開発した新・港湾情報システムです。

阪神港では、各事業者の業務効率を高めることを目指し、CONPAS に新機能を付加することとしており、ターミナルオペレーター、海上コンテナ輸送事業者、海貨事業者等の関係者間における各種情報の連携・共有や GPS 付き専用携帯端末を活用したドライバーへの配車指示といった新機能の開発を進めています。

詳細は、資料 5 CONPAS について（参考資料）をご覧ください。

質問 2 : CONPAS は大阪港でいつ試験運用が開始され、本格導入される予定か。

回答 2 : 阪神港では、令和 3 年 3 月に神戸港 PC18 コンテナターミナルで試験運用を実施しました。今後、阪神港の他コンテナターミナルにも順次試験運用を展開していく予定です。大阪港では、夢洲地区を対象に今後試験運用を実施する予定です。

質問 3 : 当補助事業は、来年度以降も実施されるのか。

回答 3 : 令和 4 年度以降についても継続支援を前向きに検討します。支援の上限額等は未定です。

質問 4 : CONPAS の利用申請は必要か。

回答 4 : 阪神港において CONPAS は試験運用の段階のため、補助金の申請時に CONPAS の利用申請は不要です。

質問 5 : CONPAS の利用料は発生するのか。

回答 5 : 現時点では、CONPAS 利用料の徴収は行っていません。今後の利用料の徴収については、国土交通省港湾局で検討中です。

【海運貨物取扱業者】

質問6：神戸港も大阪港夢洲地区も利用している。神戸港で実施している「神戸港におけるコンテナ物流滞留対策事業（CONPAS 導入）補助金」にも応募することは可能か。

回答6：原則として、どちらかの補助金のみ応募可能です。本店または本社所在地、事業所所在地を目安に大阪または神戸の補助金に応募してください。各事業所で異なるシステムを利用している場合については、質問8をご参照ください。

質問7：神戸港も大阪港夢洲地区も利用している場合、どちらかの補助を受けて CONPAS と自社システムを接続すれば、両港で CONPAS を利用できるか。

回答7：阪神港において試験運用を行っている CONPAS については、CONPAS 側で用意した海貨事業者用画面に貨物情報等を直接入力することで、自社システムの改修をしなくても利用が可能です。

しかし、直接入力の場合、海貨事業者様の作業負担が大きいです。このため、海貨事業者様の自社システムから CONPAS に貨物情報を自動入力するための改修に今回の補助を用意しています。

質問8：大阪の事業所と神戸の事業所があり、どちらも大阪港夢洲地区及び神戸港を利用している。各事業所で異なるシステムを利用しており、改修内容も異なる。2事業所とも応募の対象となるか。

回答8：改修内容が異なるシステムを利用されている場合は、それぞれ応募の対象となります。

質問9：応募時の添付書類の「収支予算書」とは何か。

回答9：本事業について、収入（自己資金、補助金、その他）及び支出（項目、単価、数量、金額等）を記載ください。

質問10：応募時の添付書類の「補助対象者であることを証明する書類」とは何か。

回答10：以下の書類を添付してください。

【全員必須】

・誓約書（様式第13号）

【大阪海運貨物取扱業会に所属していないが、夢洲地区のコンテナターミナルを利用している海貨事業者の場合】

誓約書に加えて、以下のア及びイの書類を提出してください。

- ア) 港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者であることを証明する書類の写し。
- イ) 大阪港夢洲地区のターミナルを利用していることを証明する書類として、以下①または②の書類の写し。

- ① 夢洲地区のコンテナターミナルが発行した EIR (OUT) の写し
- ② 自社が海上コンテナ輸送事業者へ夢洲地区のコンテナターミナルへの貨物搬出入依頼を行った書類の写し (海上コンテナ輸送事業者がその依頼を受けたことがわかるもの。例えば、海上コンテナ輸送事業者の受領印がある等)

※①または②の書類が準備できない場合は、事前に相談窓口にご相談ください。

【大阪海貨取扱業会に所属しておらず、今後夢洲地区のコンテナターミナルを利用する予定がある海貨事業者の場合】

誓約書に加えて、以下のア及びイの書類を提出してください。

- ア) 港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者であることを証明する書類の写し。
- イ) 今後夢洲地区のコンテナターミナルを利用する計画があることを記載した書類。